

農林業センサスにおける民間開放への取組について

1 経過

統計調査の民間委託については、これまで「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課等会議申合わせ）等を踏まえ、包括的民間委託を含め一層の民間委託に取り組んできたところである。

更に、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成18年3月31日閣議決定）及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51条）に基づく「公共サービス改革基本方針」（平成18年12月22日閣議決定）に基づき、統計調査業務の一層の民間開放を速やかに推進するため、平成19年5月に「統計調査の民間委託に係るガイドライン」が改定された。

2 統計調査の民間開放の手法と環境整備

農林水産省では、農林業センサスの実査等に係る業務を法定受託事務として地方公共団体に委託している。先般改定された「統計調査の民間委託に係るガイドライン」においては、「法定受託事務として、地方公共団体に実査等を委託している統計調査については、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、現行の法定受託事務の枠組みを基本として地域単位で民間開放する手法等がある」とされている。このため2010年農林業センサスではこのガイドラインに基づき、民間開放に取り組むこととし、当面以下の取組を行うこととする。

3 民間開放に向けた当面の取組

（1）都道府県及び市町村に対し、民間開放の意向を把握（19年11月末頃報告）

各地方農政局及び地方農政事務所が各都道府県統計主管課及び都道府県内5市町村（農林業経営体数が上位）に対して「民間開放の仕組等」を説明するとともに、農林業センサスの民間開放についての意向を把握する。

（2）試行調査の実施

20年7月に調査内容に関する試行調査を本調査と同様の調査体系（都道府県一市町村一調査員）で行うこととしているが、この中で、実査・取りまとめに関する事務を、地方自治体段階での民間団体へ委託を行い、民間開放した場合の課題や改善方策等を明らかにする。

（3）民間開放のための環境整備

上記の試行調査の結果を踏まえ、民間団体による実査等が円滑かつ確実に実施されるための実施マニュアルや調査仕様書（モデル事例）等を作成する。